

「子どもの人権110番」強化週間について

1 目的

平成23年中における法務省の人権擁護機関が救済手続を開始した人権侵犯事件数は、22,168件であり、前年より472件（2.2%）増加しました。

事件の特徴をみると、児童に対する暴行虐待が865件、学校における「いじめ」に関する件数が3,306件と過去最高となっています。

このような子どもの人権問題の解決を図るための取組を強化するため、今年度も全国一斉「子どもの人権110番」強化週間を実施します。

2 実施日時等

期 間 6月25日(月)～7月1日(日)の7日間

時 間 8時30分～19時まで（ただし、土、日は10時～17時まで）

場 所 津地方法務局 「子ども人権110番」 0120-007-110（全国共通フリーダイヤル・無料）

**6月23日～
6月29日は 「男女共同参画週間」です。
平成24年度のキャッチフレーズ
「あなたがいる わたしがいる 未来がある」**

◆男女共同参画週間とは◆

男女が、互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の形成に向け、男女共同参画社会基本法が平成11年6月23日に公布、施行されました。この法律の目的および基本理念に関する理解を深めるため、毎年6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」と定められています。

住民税の扶養控除が変わりました

平成24年度の住民税にかかる主な税制改正

■扶養控除の見直し

年少扶養親族（16歳未満の扶養親族）に係る扶養控除（33万円）が廃止されました。また、16歳以上19歳未満の特定扶養親族に係る扶養控除の上乗せ部分（12万円）が廃止され、扶養控除の額が33万円となりました。

■同居特別障害者加算について

年少扶養親族に係る扶養控除の廃止に伴い、控除対象配偶者または扶養親族が同居の特別障害者である場合は、障害者控除の額に23万円を加算する措置になりました。

| | | | | | | | | |
|------------------------|-----------------------|-----------------|----------------|----------------|-----|-----|-----|-----|
| 【廃止】 一般扶養控除 33万円 | 【廃止】 上乗せ部分 12万円 | 特定期扶養控除 45万円 | 一般扶養控除 33万円 | 老人扶養控除 38万円 | | | | |
| 0歳 | 15歳 | 16歳 | 18歳 | 19歳 | 22歳 | 23歳 | 69歳 | 70歳 |